

万 6648 円について同年 9 月 1 日から、金 7 万 5885 円について同年 10 月 1 日から、金 8 万 9369 円について同年 11 月 1 日から、金 4 万 5495 円について同年 12 月 1 日から、金 12 万 5300 円について平成 30 年 1 月 1 日から、金 5 万 7409 円について同年 2 月 1 日から、金 5 万 7483 円について同年 3 月 1 日から、金 6 万 9048 円について同年 4 月 1 日から、金 7 万 5048 円について同年 5 月 1 日から支払い済みまで年 6%の割合による金員を支払え、との労働審判を求める。

申立ての理由

1 当事者

(1) 相手方

相手方は、自動車運送取扱事業等を目的とする株式会社である。「パントリー」や「ラッキー」という名称のスーパーマーケットを運営している株式会社大近グループの物流部門である。相手方の従業員は約 150 名である。

(2) 申立人

申立人は相手方の従業員であり、ドライバーとして運送業務に従事している。

2 申立人の労働条件

(1) 1 日の所定労働時間（添付資料①）

申立人の所定労働時間は 1 日 7 時間であった。

(2) 1 ヶ月の平均所定労働時間（添付資料①）

申立人の 1 ヶ月の所定労働時間は 170 時間であった。

(3) 賃金形態と構成（添付資料②の 1～3）

申立人の賃金形態は月給制である。申立人の賃金は「基本給」12 万 500 円の他、以下手当で構成されていた。

①「無事故・愛車」：4 万円

②「固定残業」：4 万 9000 円

③「調整給」：(平成 29 年 4 月 15 日まで) 2 万 7700 円
(平成 29 年 4 月 16 日以降) 2 万 9200 円

④「通勤手当（課税分）」：2 万 5000 円

⑤「非課税通勤手当」：4100 円

⑥「家族手当」：(平成 30 年 2 月 15 日まで) 1 万円

(平成 30 年 2 月 16 日以降) 5500 円

⑦「早朝手当」(平成 29 年 5 月賃金からは「早朝深夜手当」): 毎月変動

⑧「残業手当」: 毎月変動

(4) 各手当の賃金規定における記載と実態 (甲 1-賃金規程、甲 2-給与支払明細書)

①「無事故・愛車」

(i)賃金規程における記載 (第 22 条 無事故愛車手当)

一賃金計算期間中、無事故であったドライバーを対象に支給する。但し、事故を起こした場合は、会社が負担する事故処理金額に応じて以下の通りとする。

		金額
無事故		40,000 円
会社が負担する 事故処理金額	10 万円未満	支給を 1 ヶ月停止する
	10 万円以上 20 万円未満	支給を 1 ヶ月停止する
	20 万円以上 30 万円未満	支給を 1 ヶ月停止する
	30 万円以上 40 万円未満	支給を 1 ヶ月停止する
	40 万円以上 50 万円未満	支給を 1 ヶ月停止する
	50 万円以上	事案に応じて都度決定する

(ii)実態

賃金規定通りの運用は行われていなかった。なお、申立人は「無事故・愛車」の支給を停止されたことはない。

②「固定残業」

(i)賃金規定における記載 (第 26 条 固定残業手当)

1 ドライバーを対象に、一賃金計算期間 (1 ヶ月) に支給する所定外配送手当、所定外構内作業手当、早朝手当と、第 31 条に定める計算式により算出した残業手当を比較し不足が生じている場合において当該不足分に充当する手当として支給する。

2 金額は、30%割増賃金 35 時間分相当額とし、毎月定額にて支給する。

(ii)実態

賃金規定通りの運用は行われていなかった。相手方は、「固定残業」とは無関係に残業手当を支給していた。したがって、「固定残業」は実態としては固定残業手当としての意味を持っていなかった。

③「調整給」

(i)賃金規定における記載 (第 30 条)

基本給及び第 19 条から第 29 条に定めるいずれの手当にも該当しない事由での賃金支払いが必要な場合は、調整給として支給する。

(ii)実態

申立人に対しては、平成 29 年 4 月 15 日までは 2 万 7700 円、平成 29 年 4 月 16 日以降は 2 万 9200 円の「調整給」が支給されていた。

④「通勤手当（課税分）」、⑤「非課税通勤手当」

(i)賃金規定における記載（第 29 条 通勤手当）

- 1 公共交通機関を利用して通勤する場合は、会社の承認した自宅から会社までの最も合理的な通勤経路、及び方法により通勤する場合に必要な 1 ヶ月通勤定期券代相当額を、税法上の非課税限度額内において支給する。
- 2 会社の承認を得てマイカー通勤する場合は、通勤距離に応じて支給額を個別に決定する。

(ii)実態

賃金規定通りの運用は行われていなかった。相手方は従業員に対し、利用交通機関や実費の違いに関わらず、全員一律に「通勤手当（課税分）」として 2 万 5000 円、「非課税通勤手当」として 4100 円を支給していた。

⑥「家族手当」

(i)賃金規程における記載（第 20 条 家族手当）

次の扶養親族を有する社員に、支給する。

		備考
配偶者	15,000 円	内縁関係の配偶者を有する者には支給しない。
第 1 子	5,500 円	健康保険法上の被扶養者である子を有する者に支給する。第 3 子以降は支給対象外とする。
第 2 子	4,500 円	

(ii)実態

概ね賃金規定通りの運用が行われていた。

⑦「早朝手当」（平成 29 年 5 月度賃金からは「早朝深夜手当」）

(i)賃金規定における記載（第 25 条 早朝手当）

所定の始業時間前に労働に就くドライバーを対象に、時間外手当として 1 日あたり 1,650 円を支給する。

(ii)実態

賃金規定通りの運用は行われていなかった。所定の始業時間前に労働に就いたか否かに関わりなく、相手方は申立人に対し、出勤日数×1650 円を支払っていた。

⑧「残業手当」

(i)賃金規程における記載（第 31 条 残業手当）

1 残業手当は各々次の計算式にて算出する。

(1) 時間外労働手当 (法定労働時間を超えて労働させた場合)

(基本給+諸手当) / 1年間に於ける1ヵ月平均所定労働時間数 × 1.30
× 時間外労働時間数

(2) 休日労働手当 (法定休日に労働させた場合)

(基本給+諸手当) / 1年間に於ける1ヵ月平均所定労働時間数 × 1.35
× 休日労働時間数

<注> 法定休日以外の休日労働については第1号に該当する場合の割増率は1.30、第1号に該当しない場合割増はない。

(3) 深夜労働手当 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

(基本給+諸手当) / 1年間に於ける1ヵ月平均所定労働時間数 × 0.25
× 深夜労働時間数

<注> 時間外労働、休日労働が深夜に及ぶ場合の割増率は、前第1号・第2号の割増率に0.25を加算する。

2 前項各計算式の諸手当とは、次の手当を指す。

- (1) 役職手当、(2) 皆勤手当、(3) 無事故愛車手当、(4) 特作手当、
(5) 回数手当、(6) 調整給

(ii) 実態

賃金規程通りの運用は行われていなかった。相手方は「残業手当」算出の際、分子となる諸手当の中に「通勤手当 (課税分)」と「非課税通勤手当」も参入していた。したがって、申立人に対しては、下記の通りの計算式で「残業手当」を算出していた。

(基本給 + 「無事故愛車」 + 「調整給」 + 「通勤手当 (課税分)」 + 「非課税通勤手当」)
÷ (1年間に於ける1ヵ月平均所定労働時間数) × 割増率 × 労働時間数
(添付資料①参照)

(5) 賃金の計算期間と支払日 (甲1 - 賃金規程)

相手方における賃金の計算期間は、前月16日から当月15日であり、支払日は当月末であった。

3 申立人に対する未払い賃金

(1) 割増賃金の基礎となる賃金

上記のように申立人に対しては、基本給の他、①「無事故・愛車」、②「固定残業」、③「調整給」、④「通勤手当 (課税分)」、⑤「非課税通勤手当」、⑥「家族手当」、⑦「早朝深夜手当」、⑧「残業手当」の手当が支給されている。

この内、①及び③の手当が割増賃金の基礎となる賃金に当たることは、法令に照らしても、賃金規程の記載内容からしても、また、相手方自ら割増賃金の基礎となる賃金と

して扱っていることからしても、当然である。

また、④及び⑤の手当が割増賃金の基礎となる賃金に当たることは、従業員に対して一律に同額が支給されていること、そして、相手方自ら割増賃金の基礎となる賃金として扱っていることからして、争いが無いと考える。

問題は②の手当であるが、相手方はこれを割増賃金の基礎となる賃金としては扱っていなかった。しかしながら、上述のように、相手方は「固定残業」とは無関係に「残業手当」を支給していた。相手方自ら「固定残業」を固定残業手当として扱っていなかったのである。また、申立人の加入している労働組合と相手方との団体交渉においても、相手方は「固定残業」が固定残業手当には該当せず、割増賃金の基礎となる賃金に含めるべきであったことを認めている。よって、②の手当が割増賃金の基礎となる賃金に当たることについても、争いが無い。(甲3-第2回団体交渉議事録 該当部分は9頁～11頁下線部)

なお、⑥、⑦、⑧が割増賃金の基礎となる賃金に当たらないことについては、申立人と相手方の間で争いが無い。

(2) 申立人の労働時間単価

割増賃金の基礎となる申立人の労働時間単価は以下の通りである。

《平成29年4月15日まで》

【12万500円(「基本給」) + 4万円(「無事故・愛車」) + 4万9000円(「固定残業」) + 2万7700円(「調整給」) + 2万5000円(「通勤手当(課税分)」) + 4100円(「非課税通勤手当」)] ÷ 170時間(1年間における1ヵ月平均所定労働時間数) = 1566円

《平成29年4月16日以降》

【12万500円(「基本給」) + 4万円(「無事故・愛車」) + 4万9000円(「固定残業」) + 2万9200円(「調整給」) + 2万5000円(「通勤手当(課税分)」) + 4100円(「非課税通勤手当」)] ÷ 170時間(1年間における1ヵ月平均所定労働時間数) = 1575円

(3) 申立人の労働時間(添付資料③、甲4-平成28年5月15日～平成29年10月15日のタイムカード、甲5-平成29年10月16日～平成30年5月15日の出勤記録簿)

申立人の労働時間は、添付資料③の通りである。なお、添付資料③に記載している始業時刻、終業時刻は、平成28年5月16日から平成29年10月15日まではタイムカードの打刻時刻であり、平成29年10月16日から平成30年4月15日は出勤記録簿に記載している時刻である。タイムカードから出勤記録簿に切り替わったのは、相手方がタイムカードによる労働時間管理を止めたためである。

(4) 申立人に対する未払い賃金(添付資料③)

(i) 申立人の法内・法外残業時間、深夜早朝時間

平成28年5月15日から平成30年4月15日まで、申立人の法内残業時間、法外残業時間（1日8時間超、1週40時間超）、深夜早朝時間は以下の通りである。

	法内残業時間	法外残業時間			深夜早朝時間
		1日8時間超	1週40時間超	合計	
H28					
5/16~6/15	22	74:50	24:00	98:50	0
6/16~7/15	19	68:33	26:44	95:17	0
7.16~8.15	20	71:11	30:28	101:39	0
8/16~9/15	21	69:32	20:38	90:10	0
9/16~10/15	19	64:20	33:37	97:57	0
10/16~11/15	21	65:22	24:00	89:22	0
11/16~12/15	21	69:11	22:23	91:34	0
H29					
12/16~1/15	20	63:52	22:38	86:30	0
1/16~2/15	20	58:12	19:42	77:54	0
2/16~3/15	20	59:01	22:37	81:38	0
3/16~4/15	21	69:37	35:21	104:58	0
4/16~5/15	21	65:12	24:00	89:12	0
5/16~6/15	23	52:32	24:00	76:32	0
6/16~7/15	20	39:45	35:43	75:28	0
7/16~8/15	22	43:01	24:00	67:01	0
8/16~9/15	23	54:30	32:00	86:30	0
9/16~10/15	20	42:10	32:00	74:10	0
10/16~11/15	23	35:56	24:00	59:56	1:30
11/16~12/15	21	81:15	24:00	105:15	9:30
H30					
12/16~1/15	21	52:45	16:00	68:45	10:00
1/16~2/15	23	48:45	16:00	64:45	8:00
2/16~3/15	19	47:15	24:00	71:15	7:00
3/16~4/15	22	58:45	24:00	82:45	5:30

(ii) 申立人に支払われるべきであった残業手当等

申立人に支払われるべきであった残業手当等は、下記の通り算出できる。

A 法内残業手当

労働時間単価×法内残業時間

B 法外残業手当

労働時間単価×法外残業時間合計×割増率 (1.3)

C 深夜早朝手当

労働時間単価×深夜早朝時間×割増率 (0.25)

	労働時間単価	法内残業代	法外残業代	深夜早朝手当	合計
H28					
5/16~6/15	1566 円	34452 円	201198 円	0 円	235650 円
6/16~7/15	1566 円	29754 円	193971 円	0 円	223725 円
7.16~8.15	1566 円	31320 円	206918 円	0 円	238238 円
8/16~9/15	1566 円	32886 円	183547 円	0 円	216433 円
9/16~10/15	1566 円	29754 円	199386 円	0 円	229140 円
10/16~11/15	1566 円	32886 円	181919 円	0 円	214805 円
11/16~12/15	1566 円	32886 円	186397 円	0 円	219283 円
H29					
12/16~1/15	1566 円	31320 円	176076 円	0 円	207396 円
1/16~2/15	1566 円	31320 円	158588 円	0 円	189908 円
2/16~3/15	1566 円	31320 円	166161 円	0 円	197481 円
3/16~4/15	1575 円	33075 円	214905 円	0 円	247980 円
4/16~5/15	1575 円	33075 円	182637 円	0 円	215712 円
5/16~6/15	1575 円	36225 円	156695 円	0 円	192920 円
6/16~7/15	1575 円	31500 円	154504 円	0 円	186004 円
7/16~8/15	1575 円	34650 円	137202 円	0 円	171852 円
8/16~9/15	1575 円	36225 円	177108 円	0 円	213333 円
9/16~10/15	1575 円	31500 円	151842 円	0 円	183342 円
10/16~11/15	1575 円	36225 円	122706 円	590 円	159521 円
11/16~12/15	1575 円	33075 円	215499 円	3740 円	252314 円
H30					
12/16~1/15	1575 円	33075 円	140765 円	3937 円	177777 円
1/16~2/15	1575 円	36225 円	132575 円	3150 円	171950 円
2/16~3/15	1575 円	29925 円	145884 円	2756 円	178565 円
3/16~4/15	1575 円	34650 円	169430 円	2165 円	206245 円
合計		757323 円	3955913 円	16338 円	4729574 円

(iii)申立人に対する既払い金

申立人に対しては、「早朝深夜手当」と「残業手当」が支払われていた。これらは申立人に支払われるべきであった残業手当等にかかる既払い金である。

	「残業手当」	「早朝手当」 「早朝深夜手当」	合計
H28			
5/16~6/15	110939 円	41250 円	152189 円
6/16~7/15	115094 円	39600 円	154694 円
7.16~8.15	98058 円	41250 円	139308 円
8/16~9/15	106368 円	41250 円	147618 円
9/16~10/15	105122 円	39600 円	144722 円
10/16~11/15	88502 円	41250 円	129752 円
11/16~12/15	103044 円	39600 円	142644 円
H29			
12/16~1/15	85593 円	39600 円	125193 円
1/16~2/15	95565 円	39600 円	135165 円
2/16~3/15	87255 円	36300 円	123555 円
3/16~4/15	110000 円	41250 円	151250 円
4/16~5/15	86578 円	39600 円	126178 円
5/16~6/15	79049 円	41250 円	120299 円
6/16~7/15	67757 円	39600 円	107357 円
7/16~8/15	53954 円	41250 円	95204 円
8/16~9/15	96198 円	41250 円	137448 円
9/16~10/15	54373 円	39600 円	93973 円
10/16~11/15	72776 円	41250 円	114026 円
11/16~12/15	87414 円	39600 円	127014 円
H30			
12/16~1/15	84068 円	36300 円	120368 円
1/16~2/15	74867 円	39600 円	114467 円
2/16~3/15	74867 円	34650 円	109517 円
3/16~4/15	91597 円	39600 円	131197 円
合計	2029038 円	914100 円	2943138 円

(iv)申立人に対する未払い賃金

申立人に対する未払い賃金額は、申立人に支払われるべきであった残業手当等から既

払い金を控除した額である。

	申立人に支払われるべきであった残業手当等	既払い金	未払い賃金
H28			
5/16~6/15	235650 円	152189 円	83461 円
6/16~7/15	223725 円	154694 円	69031 円
7.16~8.15	238238 円	139308 円	98930 円
8/16~9/15	216433 円	147618 円	68815 円
9/16~10/15	229140 円	144722 円	84418 円
10/16~11/15	214805 円	129752 円	85053 円
11/16~12/15	219283 円	142644 円	76639 円
H29			
12/16~1/15	207396 円	125193 円	82203 円
1/16~2/15	189908 円	135165 円	54743 円
2/16~3/15	197481 円	123555 円	73926 円
3/16~4/15	247980 円	151250 円	96730 円
4/16~5/15	215712 円	126178 円	89534 円
5/16~6/15	192920 円	120299 円	72621 円
6/16~7/15	186004 円	107357 円	78647 円
7/16~8/15	171852 円	95204 円	76648 円
8/16~9/15	213333 円	137448 円	75885 円
9/16~10/15	183342 円	93973 円	89369 円
10/16~11/15	159521 円	114026 円	45495 円
11/16~12/15	252314 円	127014 円	125300 円
H30			
12/16~1/15	177777 円	120368 円	57409 円
1/16~2/15	171950 円	114467 円	57483 円
2/16~3/15	178565 円	109517 円	69048 円
3/16~4/15	206245 円	131197 円	75048 円
合計	4729574 円	2943138 円	1786436 円

申立てに至る経緯の概要

- 1 相手方は就業規則及び賃金規定を改定し、平成30年4月16日から施行した。申立人はこの改定によって労働条件を一方的に不利益に変更されることを危惧し、同年6月13日に「関西ユニオン」（平成30年11月18日に「連帯ユニオン関西ゼネラル支部」に改称。以下組合という。）に加入した。
- 2 組合は、同年6月25日に相手方に対して申立人にかかる労働組合加入通知書と団体交渉申入書を送付した。団体交渉申入書に記載した協議事項は、①当該組合員に適用される就業規則及び賃金規定の改訂について、②労働時間の適切な管理について、③上記関連事項について、であった。また、未払い賃金が存在する可能性が高かったことから、組合は相手方に対し過去2年分のタイムカードの写しを送付するよう求めた。相手方は同年7月7日、平成28年5月16日から平成29年10月15日までのタイムカードの写しと平成29年10月16日から平成30年4月15日までの出勤記録簿の写しを組合にファックスで送付した。
- 3 組合は、同年7月18日に相手方と第1回団体交渉を開催した。組合はその際、『固定残業』が基本給の一部に当たる」と主張し、相手方も『固定残業』を残業代として支払っていたという認識はない」と認めた。

組合は第1回団体交渉の際に過去2年分の給与明細書の写しを送付するよう求めた。相手方は同年7月27日、平成28年5月16日から平成30年4月15日までの給与明細書の写しを組合にファックスで送付した。
- 4 組合は、同年8月30日に相手方と第2回団体交渉を開催した。組合はその際、『固定残業』は残業代として支払っていたわけではないことから、労働時間単価の計算の基礎に入れるべき賃金である」と主張した。相手方も「組合の意見に同意する」と回答した。
- 5 組合は申立人に対する未払い賃金計算のために、平成30年10月25日、相手方に対し平成30年4月16日から翌月15日までの出勤記録簿を追加で送付するよう求めた。相手方は、同年10月30日、組合に対してファックスにてこれを送付した。
- 6 組合は相手方から送付されたタイムカード、出勤記録簿、給与明細書をもとに、申立人に対する未払い賃金を算出し、平成30年11月9日、相手方に通知した。

7 組合は、同年12月19日に相手方と第3回団体交渉を開催した。その際の未払い賃金にかかる協議内容は以下の通りである。

(1) 労働時間について

- ・組合は相手方から提供された労働時間資料に基づき1分単位で計算したことを説明した。
- ・相手方は、組合による労働時間の算出が適正であるか直ちには否か回答できないので、1月10日を期限として回答するとした。また、組合の算出に異議がある場合は、申立人が働いていなかったという証拠を出すとした。

(2) 労働時間単価について

- ・組合は申立人の労働時間単価について、2016年5月16日から2017年3月15日までは1566円、2017年3月16日から2018年5月15日までは1575円であったと主張した。
- ・相手方は労働時間単価にかかる組合の算出に同意した。

(3) 変形労働時間制について

- ・組合は変形労働時間制が適用できないと主張した。
- ・相手方は、配送先がほぼ固定されていたことから、出勤時間の特定もできるので、変形労働時間制が適用できると主張した。

(4) 未払い賃金の支払いの請求があった日について

- ・組合は、2018年8月30日の団体交渉の際には未払い賃金の算出方法について協議しており、未払い賃金の請求を行ったと主張した。
- ・相手方は未払い賃金の未払い残業代請求のあった日が2018年8月30日であることを認めた。

(5) 時効の援用の可否について

- ・組合は相手方が時効を援用することは認められないと主張した。
- ・相手方は、時効を援用するか否か、援用しないとしてもどこまで遡って未払い賃金を支払うかについて検討すると回答した。

(6) その他

相手方は、労働時間の算出、裁量労働制の適用の可否、時効の援用の他は、組合の請求に異議はないとした。相手方は1月31日を期限として、相手方の考えに基づき、金額を算出して組合に伝えるとした。

- 8 相手方は組合に対し、平成 31 年 1 月 10 日、ファックスを送付した。内容は、「2018 年 12 月 19 日に行われた貴組合との団体交渉において、貴組合より、当社に対して畑中組合員の労働時間について当社の見解を明らかにするよう要求がありましたが、この点に関する当社の見解は以下の通りです。／当社は、各ドライバーに対して出勤時刻を指示しているところ、畑中組合員に対しては、2016 年 6 月から 2017 年 5 月までは午前 6 時に、2017 年 6 月から 2017 年 9 月までは午前 6 時半に出勤するよう指示していました。／そのため、各期間において、当社は、畑中組合員に対して上記各出勤指示時刻より前の労務提供を命じていませんでしたので、出勤を指示した時刻より前の時間については、当社の指揮命令下において畑中組合員が労務を提供した時間とすることはできないと思慮しております。」というものであった。
- 10 平成 31 年 1 月 31 日になっても、相手方から申立人の未払い賃金額についての提案が無かったため、申立人は翌 2 月 1 日相手方に対して団体交渉を申し入れるとともに、団体交渉に先立って相手方としての金額提示を求めた。これに対し、相手方は、同年 2 月 4 日「畑中組合員の労働時間は、同組合員の未払割増賃金の算定の基礎となる重要な事項ですので、この点についての貴組合のご回答をお待ちしている状況でした。当社としましては、この点についての双方の見解の対立がある状況では、畑中組合員の割増賃金について具体的な見解を述べることは出来かねます。」と回答した。
- 11 申立人は以上の通り組合を通じて未払い賃金に関する交渉を重ねてきたものの、交渉が遅々として進展せず、解決のめどが立たないことから、労働審判手続きの申立てに至ったものである。

予想される争点等

1 労働時間

(1) 申立人と相手方の主張

(申立人の主張)

タイムカード及び出勤記録簿に記載された始業時間と終業時間が実際の労働時間を反映している。相手方は一応出勤時間を指示していたが、その通りに出勤すると商品の納入時に他の業者とバッティングして作業が出来ない等の事情があったため、ドライバーは、事前に知らされていた運行コースに応じて適切な出勤時間を判断していた。相手方もこのことは十分わかっており、認めていた。

(相手方の主張)

相手方は申立人に対し、2016 年 6 月から 2017 年 5 月までは午前 6 時に、2017 年 6

月から2017年9月までは午前6時半に出勤するよう指示していた。それ以前の時間は労働時間としては認められない。

(2) 運転日報の記録(添付資料④)

運転日報は、相手方が組合の要求に応じて提供したものである。組合は、「貴社は、組合の提出した労働時間に異議がある場合は、畑中組合員が働いていなかったという証拠を出す約束されているところ、貴社が労働時間に当たらないとしている時間について、証拠として、畑中組合員が乗車した車両の運行日報(デジタルタコメーターの記録)を、団体交渉に先立って提供していただくよう求めます」と申し入れた。これに対し、相手方は、「デジタコの運転日報の提出につきまして、奈良コースの運転日報2枚、滋賀コースの運転日報2枚をお送り致します。(運行内容は毎日ほぼ一緒なので、抜粋しております)」として、2016年7月28日、同月29日、2017年7月29日、同月31日の運転日報を組合に提供した。

もともと、タイムカードで確認したところ、申立人は2016年7月28日に出勤していない。同日は他の従業員がデジタコの登録名(畑中節夫)を変更しないまま、申立人が普段使用しているトラックに乗車したものと思われる。

(3) 申立人の出勤から運転開始までの流れ

申立人は出勤時にタイムカードを打刻し、管理者立ち合いでアルコールチェックを受け、運転するトラックのデジタルタコメーターを作動させ、運転を開始する。アルコールチェックに要する時間は5分程度である。

(4) 2016年7月29日について

2016年7月29日のタイムカードの出勤時間の打刻は「5:34」となっている。なお、タイムレコーダーの時刻は数分程度遅れているとのことなので、実際には午前5時30分頃が正しい時刻である。運転日報では、「運行開始」が「5:39」となっており、「奈良県橿原市大軽町」の「降し」の「開始」時刻が「6:55」、「終了」時刻が「7:18」とあり、以下配送先順に、所在地、「降し」の開始時刻、終了時刻が記録されている。

(5) 2017年7月29日について

2017年7月29日のタイムカードの出勤時間の打刻は「6:01」となっている(正しい時刻は午前6時数分前)。運転日報では、「運行開始」が「6:01」となっており、「京都府京都市醍醐…」の「降し」の「開始」時刻が「7:31」、「終了」時刻が「7:53」とあり、以下配送先順に、所在地、「降し」の開始時刻、終了時刻が記録されている。

(6) 2017年7月31日について

2017年7月31日のタイムカードの出勤時間の打刻は「5:55」となっている（正しい時刻は午前5時50分頃）。運転日報では「運行開始」が「5:57」となっており、「滋賀県大津市際川2」の「降し」の「開始」時刻が「7:50」、「終了」時刻が「8:18」とあり、以下配送先順に、所在地、「降し」の開始時刻、終了時刻が記録されている。

(7) タイムカードの打刻時刻が実際の始業時刻を反映したものであること

以上の通り、申立人はタイムカード打刻から数分後にはトラックに乗車して配送業務に就いている。また、相手方はタイムカードないし出勤記録簿で申立人の労働時間を管理していたばかりか、管理者立ち合いでアルコールチェックをしていたわけだから、相手方が申立人の始業時間を把握しており、かつ認めていたことも明白である。よって、労働時間について、始業時間はタイムカードの打刻時刻とするのが妥当である。

2 変形労働時間制の適用の可否について

(1) 申立人と相手方の主張

(申立人の主張)

就業規則第50条の1か月単位の変形労働時間制の規定は、起算日が実態と異なっており、無効である。また、相手方は、各従業員に対して、変形の起算日の前に、変形期間の各日について、休日や始業時間・終業時間の特定を行っていないので、仮に就業規則第50条が有効だとしても、変形労働時間制適用の要件を満たしていない。

(相手方の主張)

就業規則第50条で変形労働時間制を定めており、配送コースもある程度固定されているので、始業時間の特定も行われている。よって、変形労働時間制は有効である。

(2) 就業規則における記載（甲6—就業規則）

被申立人の就業規則第50条では、「毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制とし、1週間の所定労働時間は1ヵ月を平均して40時間以内とする。始業・終業の時刻及び休憩時間は次の通りとする。」とされ、下記の表が載せられている。

	始業時刻	終業時刻	休憩時間	所定労働時間
A 勤務	6:00	14:00	労働時間途中に1時間	7:00
B 勤務	8:30	17:30	労働時間途中に2時間	
C 勤務	6:00	15:00	労働時間途中に1時間	8:00
D 勤務	7:00	16:00		
E 勤務	8:00	17:00		
F 勤務	9:00	18:00		

(3) 実態

相手方の就業規則では「毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制」とされているが、起算日に基づいて労働時間管理や賃金管理が行われていたとは考えられない。タイムカードや出勤記録簿による労働時間管理は前月16日から当月15日で行われており、賃金計算も同期間で行われている。

また、相手方は、ドライバーに対して、変形期間の前に、変形期間中の休日や始業時間・終業時間の特定を行っていなかった。相手方における特定の実態は次のようなものであった。ドライバーは自分の休みたい日をカレンダーに書き込むことになっていた。それで休日が概ね決まるが、相手方の都合で変更させられることもあった。各ドライバーの担当コースは概ね決まっていたが、相手方の都合で変更されることもあった。相手方は、毎日2～3日後のコースと担当ドライバーを紙で貼りだし、ドライバーはそれを見て最終確認を行っていた。

3 時効の援用について

相手方は時効を援用すると主張すると思われる。しかし、相手方の賃金システムが実態として賃金規程とはかけ離れたものとなっていたという事情もあり、申立人としては組合の団体交渉で説明を受けるまでは未払い賃金の存否すらわからない状態であった。こうした事情の責任は相手方にあるのだから、相手方が時効を援用することは権利の乱用であり、認められない。少なくとも、組合が相手方に申立人の加入通知と団体交渉申入れを行った2018年6月25日から2年は遡って未払い賃金を支払うべきである。

なお、念のために述べておくが、未払い賃金の請求があった日が2018年8月30日であったことについては、申立人と相手方において争いが無い。相手方における賃金の支払い日は当月末日であり、賃金支払い日である2018年8月31日は金曜日に当たる。よって、仮に相手方による時効の援用が認められるとしても、申立人は2018年7月31日から2年間遡って請求できることになるので、2016年8月31日支払いの賃金以降の請求権は消滅しない。

進行への希望等

申立人としては、早期円満解決を希望する。

以上

証拠方法

- 甲第1号証 賃金規程
- 甲第2号証 給与支払明細書（平成28年5月16日～平成30年5月15日）
- 甲第3号証 第2回団体交渉議事録
- 甲第4号証 タイムカードの写し（平成28年5月16日～平成29年10月15日）
- 甲第5号証 出勤記録簿（平成29年10月16日～平成30年5月15日）
- 甲第6号証 就業規則

付属書類

- 相手方登記簿謄本 1通
- 申立書 副本1通、写し3通
- 甲号証（写し） 2通
- 証拠説明書 2通